

○厚木愛甲環境施設組合職員服務規程

(平成16年4月1日)
訓令第5号

改正 平成19年4月1日 訓令第3号

平成23年4月1日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか厚木愛甲環境施設組合職員（以下「職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものとする。

(服務の原則)

第2条 職員は、全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実かつ公正に服務しなければならない。

(名札)

第3条 職員は、住民に対し親しみと信頼を与え、かつ、職員相互間の融和を図るため、勤務中常に名札を住民から見やすい位置に付けていなければならない。

2 名札を亡失又は損傷したときは名札再交付願を、損傷の場合にはこれに損傷した名札を添えて事務局長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 退職、死亡等の場合には、遅滞なく事務局長に名札を返納しなければならない。

(出勤簿の押印)

第4条 職員は、定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。

(出勤簿の整理保管)

第5条 前条に規定する出勤簿の保管は、事務局次長とする。

2 この訓令に定めるもののほか、出勤簿の取扱いについては、別に定める。

(文書物品等の保管取扱い)

第6条 職員は、退庁しようとするときは、各自保管の文書及び物品を整理し、所定の場所に格納し、散逸を防がなければならない。

2 重要な文書を保管する書箱、物品等は、非常の場合に備えて搬出しやすい場所に置き、これに「非常持出」の表示をしておかななければならない。

(公務旅行の復命)

第7条 公務による旅行を終了したときは、上司に随行した場合を除くほか、速やかに復命書を作成し、旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、軽易な事項は、口頭で復命することができる。

(証人、鑑定人等としての出頭)

第8条 職員が証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他官公庁へ出頭しようとするときは、証人等としての出頭に関する届により、事務局長に届け出なければならない。

2 前項の場合、職務上の秘密に属する事項について供述しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(私事旅行)

第9条 私事旅行のため住所地を離れようとする職員は、その間上司からの連絡に対応できるよう努めるとともに、7日以上私事旅行を行う場合又は私事旅行のため引き続き3日を超えて本邦(本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。)を離れる場合は、私事旅行届により、事務局長に届け出なければならない。

2 慰安等のため、週休日又は休日等を利用して集団私事旅行を行う場合は、事務局長は私事旅行届を副管理者に届け出なければならない。

(勤務替えのときの着任期日)

第10条 職員が勤務替えを命ぜられたときは、その辞令を受けた日から3日以内に着任しなければならない。

2 疾病その他特別の事由により、前項の期限までに着任することができないときは、事務局長の許可を受けなければならない。

(事務の引継ぎ)

第11条 職員が退職又は勤務替えを命ぜられたときは、辞令を受けた日から3日以内に担任意務の要領、処分未了事項等を記し、保管に係る書類、物品等を添えて、事務局長の指名した者又は後任者に引継ぎをしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事務の引継ぎについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第3号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。